



一般社団法人 Japan Society of U.S. CPAs

定 款

平成26年 8月 8日法人成立

平成29年6月24日最終改定

第1章 総則

(名称)

第1条 当法人は、一般社団法人 Japan Society of U.S. CPAs と称し、略称「JUSCPA」と表示する。

(主たる事務所の所在地)

第2条 当法人は、主たる事務所を東京都新宿区に置く。

2 当法人は、理事会の決定により、従たる事務所を日本国内の必要な地に置くことができる。

(目的)

第3条 当法人は、日本における米国公認会計士（U.S.CPA）のプレゼンス向上を図り、また国際化の進展のなかで新たな役割をはたすべく以下の目的を掲げる。

(1) 交流

日本における米国公認会計士の相互親睦・ネットワーク化を図り、その活動をサポートするとともに、日米両国の米国公認会計士の相互交流を深める。

(2) 研鑽

日本における米国公認会計士会員の能力、資質のさらなる向上を目指し、日本における米国公認会計士のプレゼンス向上を図る。

(3) 貢献

一層の国際化を背景とした日米両国の共通の認識作りに努めるとともに、米国公認会計士の立場から積極的に提言を行う。加えて、日本における会計教育の一層の向上に貢献する。

(事業)

第4条 当法人は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) フォーラム、専門部会、機関誌等の活動事業
- (2) 学術団体、アカデミーとの接点等の認知度拡大事業
- (3) 会計等の教育事業等
- (4) 関連する官公庁、諸団体その他関連機関との協力、連携ならびに情報交換業務
- (5) 前各号に附帯関連する一切の業務

(公告の方法)

第5条 当法人の公告は、電子公告により行う。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により

行う。

(機関)

- 第6条 当法人は、当法人の機関として社員総会及び理事以外に理事会及び監事を置く。
- 2 前項の他、当法人は、会員規約で定めるところにより、会員総会を置く。

第2章 会員、準会員及び社員

(資格)

第7条 当法人は、次の二種の資格を置く。

(1) 会員

米国公認会計士の資格を有するもの、または米国公認会計士試験全科目合格者であって、当法人の目的に賛同し、事業に参加するために入会した者

(2) 準会員

米国公認会計士を志す者または米国会計制度及び米国法制度に関する職務に携わる者もしくは当該制度の学習者であって、当法人の目的に賛同し、事業に参加するために入会した者

- 2 会員規約に基づく会員総会の決議により、会員の中から社員を選任し、社員をもって、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（平成18年法律第48号、以下「一般法人法」という。）に規定する社員とする。
- 3 社員のうち、この法人に功労のあった者又は学識経験者で、会員規約で定める会員総会の決議に基づき代表理事が委嘱した者を会長とする。

(経費の負担)

- 第8条 会員及び準会員は、当法人の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、定時社員総会において定める入会金及び会費（以下「会費等」という。）を支払う義務を負うものとする。
- 2 既納付の会費等については、その理由の如何を問わずこれを返還しないものとする。
 - 3 本条の会費等は、社員である会員については、一般法人法第27条に規定する経費とする。

(会員等名簿)

第9条 当法人は、会員及び準会員の氏名又は名称および住所を記載又は記録した名簿を作成し、主たる事務所に備え置くものとする。

(会員規約)

第10条 当法人の会員、準会員及び会長並びに会員総会に関する取扱いは、本定款の他、会員総会において定める会員規約による。

(任意退社)

第11条 社員は、いつでも退社することができる。ただし、3か月以上前に当法人に対して予告をするものとする。

(社員の除名)

第12条 当法人の社員が、当法人の名誉を毀損し、若しくは当法人の目的に反する行為をし、又は社員としての義務に違反するなど除名すべき正当な事由があるときは、一般法人法第49条第2項に定める社員総会の特別決議によりその社員を除名することができる。

(社員の資格喪失)

第13条 社員は、次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退社したとき
- (2) 成年被後見人又は被保佐人になったとき
- (3) 死亡し、若しくは失踪宣告を受け、又は解散したとき
- (4) 第8条の支払義務を1年以上履行しなかったとき
- (5) 除名されたとき
- (6) 総社員の同意があつたとき

第3章 社員総会

(構成)

第14条 社員総会は、すべての社員をもって構成する。

(社員総会)

第15条 当法人の社員総会は定時総会および臨時総会とし、定時総会は、毎事業年度末日の翌日から3ヶ月以内に開催し、臨時総会は、必要に応じて開催するものとする。

(開催地)

第16条 社員総会は、主たる事務所の所在地あるいはそれに準じた適切な場所において

開催する。

(招集)

第17条 社員総会は、理事会の決議に基づき代表理事がこれを招集する。

- 2 社員総会を招集するときは、会日より1週間前までに各社員に対して招集通知を送付するものとする。ただし、総社員の同意があるときは、招集手続きを経ずに開催することができる。

(権限)

第18条 社員総会は、次の事項について決議する。

- (1) 社員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 理事及び監事の報酬等の額
- (4) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 事業計画書及び収支予算書の承認
- (6) 定款の変更
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 会員及び準会員の入会金及び会費に関する事項の決定
- (9) その他社員総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(決議の方法)

第19条 社員総会の決議は、法令又は本定款に別段の定めがある場合を除き、総社員の議決権の過半数を有する社員が出席し、出席した社員の議決権の過半数をもって決する。

(社員総会の決議の省略)

第20条 社員総会の決議の目的たる事項について、理事または社員から提案があった場合において、その提案に社員全員が書面によって同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の総会の議決があったものとみなす。

(議決権)

第21条 社員総会における議決権は、社員1人につき1議決権とする。

(議決権の代理行使)

第22条 代理人によって議決権を行使する場合は、代理権を証する書面を社員総会ごとに提出しなければならない。

(議長)

第23条 社員総会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(議事録)

第24条 社員総会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事が署名または記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第4章 役員

(員数)

第25条 当法人には、次の役員を置く。

- (1) 理事3名以上12名以内
 - (2) 監事1名以上2名以内
- 2 理事のうち、1名以上を代表理事、1名を副代表理事とする。

(選任等)

第26条 当法人の理事および監事は、社員総会の決議によって社員の中から選任する。

- 2 前項の規定に関わらず、必要があると認められるときは、社員以外の者から選任することを妨げない。
- 3 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。

(理事の職務及び権限)

第27条 理事は理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより、その職務を行う。

(監事の職務及び権限)

第28条 監事は、理事の職務を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも、理事及び使用人に対して事業の報告を求め、当法人の業務及び財務の状況を調査することができる。

(任期)

第29条 理事の任期は選任後2年以内に終了する事業年度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとし、監事の任期は選任後2年以内に終了する事業年

度のうち最終のものに関する定時社員総会の終結の時までとする。

- 2 任期満了前に退任した理事の補欠として、又は増員により選任された理事の任期は、前任者又は他の在任理事の任期の残存期間と同一とする。
- 3 任期満了前に退任した監事の補欠として選任された監事の任期は、前任者の任期の残存期間と同一とする。

(代表理事及び副代表理事の選定及び職務権限)

第30条 代表理事及び副代表理事は、理事会の選定により定める。

- 2 代表理事は、当法人を代表し、当法人の業務を統括する。
- 3 副代表理事は、代表理事を補佐し、代表理事に事故があるとき又は欠けたときは、その業務執行に係る職務を代行する。

(役員解任)

第31条 理事及び監事は、社員総会の決議によって解任することができる。

(理事及び監事の報酬)

第32条 理事及び監事に対して、社員総会において定める総額の範囲以内で、社員総会において別に定める報酬等の基準に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

(役員等の責任の免除)

第33条 当法人は役員一般の一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として、免除することができる。

第5章 理事会

(理事会の構成)

第34条 理事会は理事をもって構成する。

(理事会の権限)

第35条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 当法人の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 代表理事及び副代表理事の選定及び解職

- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務執行の決定を理事に委任することができない。
- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
 - (2) 多額な借財
 - (3) 重要な使用人の選任・解任
 - (4) 従たる事務所その他重要な組織の設置・変更・廃止
 - (5) 理事の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他一般社団法人の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制の整備
 - (6) 一般法人法第114条第1項の規定による定款の定めに基づく一般法人法第111条第1項の責任の免除

(開催)

- 第36条 理事会は、通常理事会と臨時理事会の2種類とする。
- 2 通常理事会は、毎年2回開催する。
 - 2 臨時理事会は、次の各号の一に該当する場合に開催する。
 - (1) 代表理事が必要と認めたとき
 - (2) 理事から理事会の目的である事項を示され、招集の請求があったとき
 - (3) 職務上の必要があると認められる場合に、監事から招集の請求があったとき

(招集)

- 第37条 理事会は、代表理事がこれを招集する。
- 2 代表理事に事故があるとき又は欠けたときは副代表理事がこれを招集する。副代表理事に事故があるとき又は欠けたときは、各理事が理事会を招集する。
 - 3 代表理事は前条第2号および第3号の規定による請求があったときは、その日から2週間以内に理事会を招集しなければならない。
 - 4 理事会を招集するときは、会日より一週間前までに各理事及び監事に対して招集通知を発送しなければならない。ただし、理事及び監事全員の同意があるときは招集の手続きを経ることなく開催することができる。

(議長)

- 第38条 理事会の議長は、代表理事がこれに当たる。

(決議の方法)

- 第39条 理事会の決議は、議決に加わることができる理事の過半数が出席し、その過半数

をもって行う。

(理事会の決議の省略)

第40条 理事が理事会の決議の目的である事項について提案をした場合において、当該提案につき議決に加わることができる理事の全員が書面により同意の意思表示をしたとき（監事が当該提案に異議を述べた場合を除く。）は、当該提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。

(理事会議事録)

第41条 理事会の議事については、法令に定める事項を記載した議事録を作成し、議長及び出席理事並びに監事がこれに署名または記名押印し、10年間主たる事務所に備え置くものとする。

第6章 計算

(事業年度)

第42条 当法人の事業年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

(計算書類等の定時社員総会への提出)

第43条 代表理事は、毎事業年度、一般法人法第124条第1項の監査を受け、かつ同条第3項の理事会の承認を受けた計算書類（貸借対照表及び損益計算書）及び事業報告書を定時社員総会に提出しなければならない。

(計算書類等の備置き)

第44条 当法人は、各事業年度に係る貸借対照表、損益計算書及び事業報告書並びにこれらの附属明細書（監事の監査報告書を含む。）を、定時社員総会の日から2週間前の日から5年間、主たる事務所に備え置くものとする。

第7章 基金

(基金の拠出)

第45条 当法人は、社員又は第三者に対し、一般法人法第131条に規定する基金の拠出を求めることができるものとする。

(基金の募集)

第46条 基金の募集、割当て及び払込み等の手続については、理事会が決定するものとする。

(基金の拠出者の権利)

第47条 拠出された基金は、基金拠出者と合意した期日までは返還しない。

(基金の返還手続き)

第48条 基金の拠出者に対する返還は、返還すべき基金の総額について、定時社員総会の決議を経た後、理事会の決議に従って行う。

- 2 基金の返還に係る権利には、利息を付すことができない。
- 3 基金の拠出者は、基金の返還にかかる権利を理事会の承認なしに他に譲渡し、又は、担保に供してはならない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第49条 この定款は、社員総会の決議によって変更することができる。

(解散)

第50条 当法人は、社員総会の決議その他法令で定められた事由により解散する。

(残余財産の帰属等)

第51条 当法人が清算をする場合において有する残余財産は、社員総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

- 2 当法人は、剰余金の分配を行うことができない。

第9章 附則

(法令の準拠)

第52条 この定款に定めのない事項は、すべて一般法人法その他の法令の定めるところによる。

一般社団法人 Japan Society of U.S. CPAs

会員規約

平成26年 8月 8日制定

平成31年6月23日最終改定

会員規約

第1章 総則

(目的)

第1条

本規約は一般社団法人 Japan Society of U.S.CPAs（以下「本法人」という）に入会した会員及び準会員に適用する。

第2章 会員及び準会員

(会員)

第2条

本法人の会員は米国公認会計士の資格を有するもの、または米国公認会計士試験全科目合格者であって、本規約の定めるところに従い、所定の入会手続きをした者とする。

(会員の権利)

第3条

会員は、本法人の主催する次の行事に参加することができる。ただし、会員は社員総会及び理事会における議決権を有しない。

- ・ 会員総会
- ・ 専門部会
- ・ 社員総会
- ・ 理事会
- ・ その他の行事

(準会員)

第4条

本法人の準会員は、米国公認会計士を志す者または米国会計制度及び米国法制度に関する職務に携わる者もしくは当該制度の学習者であって、本規約の定めるところに従い、所定の入会手続きをした者とする。

(準会員の権利)

第5条

準会員は、本法人の主催する次の行事に参加することができる。

- ・ 専門部会
- ・ その他の行事

2 準会員は、会員総会における議決権を有しない。

第2章 入会及び退会

(入会)

第6条

本法人の会員又は準会員になろうとする者は、所定の入会申込書により入会の申込みをし、代表理事の承認を得なければならない。

(入会金及び会費)

第7条

会員及び準会員は、所定の入会金及び年額会費を負担しなければならない。

(退会)

第8条

会員及び準会員は次の場合に退会する。

- ・ 退会の申し出
- ・ 死亡
- ・ 除名（本法人の名誉を毀損し、もしくは本法人の目的主旨に反する行為をした者に対し、倫理規程に基づき除名することができる。）
- ・ 年額会費の未払い（年額会費未払いの会員に対して、理事会の決議により除名することができる。）

(変更の届出)

第9条

会員及び準会員は、その氏名、住所、又は連絡先等について、本法人への届出事項に変更が生じた場合には、速やかに所定の変更手続きを行うものとする。

2 本法人は、会員が前項の通知を行わなかったことによる不利益についての責任を負わないものとする。

第3章 会員総会

(会員総会)

第10条

会員総会は、定時総会及び臨時総会とし、定時総会は年1回開催し、臨時総会は、理事会の決定により開催し、代表理事又は副代表理事が招集する。

(会員による招集)

第11条

議決権のある会員の10分の1以上から、議案及び招集理由を示して会員総会招集の請求があったときは、代表理事又は副代表理事は、直ちに会員総会招集の手続きを執らなければならない。

(議長)

第12条

会員総会の議長は、代表理事又は副代表理事若しくは出席会員の互選による。

(決議及び決議事項)

第13条

会員総会における議決権は、会員1人につき1議決権とする。

2 会員総会の決議は、別に定める場合を除き、議決権のある会員の10分の1以上を有する会員（委任状によるものを含む）が出席し、出席した会員の議決権の過半数をもって決する。ただし、賛否同数の場合は議長がこれを決する。

3 次に掲げる事項は会員総会の承認を得なければならない。

- ・社員の選任
- ・会長の選任
- ・本規約の変更

(書面による決議)

第14条

代表理事又は副代表理事が、必要があると認めた場合で、理事会の同意を得たときは、会員総会の招集を行わず、議案の説明を付した書面を全会員に送付して意見を求めたうえ、議決権のある会員の10分の1以上を有する会員（委任状によるものを含む）の同意を得ることにより、会員総会の決議に代えることができる。

(社員)

第15条

会員総会は、その決議により、会員の中から社員を3名選任する。

- 2 社員は、会員の総意に基づき、本法人が定款に定める社員としての権利を行使する。
- 3 社員の任期は、選任後2回目に開催される定時会員総会終結の時までとする。また任期の更新はこれを妨げない。
- 4 任期満了前に退任した社員の補欠として選任された社員の任期は、退任した社員の任期の満了する時までとする。

(会長)

第16条

会員総会は、その決議により、社員の中から、この法人に功労のあった者又は学識経験者を会長として選任することができる。

- 2 会長は、日本における米国公認会計士 (U.S.CPA) および本法人のプレゼンス向上を図ることを、その職務とする。
- 3 会長の任期は、選任後2回目に開催される定時会員総会終結の時までとする。また任期の更新はこれを妨げない。

第4章 附則

(最初の社員)

第17条 当規約制定後、最初の社員は下記のとおりとする。

社員 西川 郁生

社員 平野 和久

社員 三木 晃彦

- 2 前項の社員の任期は平成30年開催の定時会員総会終結の時までとする。

(最初の会長)

第18条 当規約制定後、最初の会長は下記のとおりとする。

会長 西川 郁生

- 2 前項の会長の任期は平成30年開催の定時会員総会終結の時までとする。

JUSCPA 倫理ガイドライン

会員の行動規範

1 法令遵守及び詐欺的行為禁止

会員は、刑法等に抵触する行為を為しては成らない。特に、U. S. CPA としての品位を傷つける、詐欺的行為をしてはならない。

2 JUSCPA への不利益行動

会員は、JUSCPA への誹謗中傷等、JUSCPA の価値を貶める行為をしてはならない。

3 JUSCPA 名称利用

会員は、JUSCPA の商標を自己の業務に使用する場合は、理事会に届け出なければならない。

4 適切な会計手続き

会員は、JUSCPA の費用を、適正な手続きによる事無く支出してはならない。

5 懲罰

理事会は、会員に不適切な行為があった場合は、以下の処分を実施する。

① 注意

当該会員に、不適切な行為な行為があったことと、今後、不適切な行為を行わないよう注意する

② 資格停止（有期）

当該会員の資格を一定期間停止し、会の活動に参加させない。

③ 除名

会員規約に基づき、社員総会にて除名する。

組織等

6 担当理事

理事会にて、倫理担当理事を指名する。

7 倫理担当理事の責務

① 会員が行動規範から逸脱する行為をしないよう啓蒙する

② 会員が行動規範から逸脱する行為をしたと疑われる場合は、調査を実施する。

8 倫理担当理事への協力

会員は倫理担当理事が実施する調査に協力する

以上



〒162-0883 東京都新宿区筧筒町 43
新神楽坂ビル 2 階

Shin Kagurazaka Building 2F, 43, Tansumachi, Shinjuku-ku,
Tokyo 162-0883, JAPAN

e-mail: office@juscpa.org

URL: <http://juscpa.org/>